17. 「地域漁業機関の資源管理と IQ の配分問題」

学習院大学法学部 教授 阪口功委員

地域漁業管理機関の資源管理と IQ の配分問題ということだったが、最初に MCS のことを話して、日本と外国との規制の違い、あと資源管理をめぐる主要な国際規範、地域漁業管理機関での先端的な資源管理の例、配分問題とクロマグロの国内での問題について触れるという順序で今日は話させてもらう(資料 P1)。

まず MCS について。これは Monitoring, Control, Surveillance という言葉で、管理機関 でごく普通に使われている。FAO でも 20 年前あたりからこの重要性を訴えている。我々が よく考えるのは Control というところで、資料 P2 の②、資源の漁獲と操業が認められる条件と状況を明確化する法律等規制の体系になる。ここで例えば漁具の規制が入ったりライセンス制度が導入されたり TAC・IQ・ITQ もそうである。TAE というのは努力量規制である。漁獲サイズ規制や水揚げ港を指定して、ほかのところで水揚げしてはいけないという規制を導入したり、最近の潮流として転載、流通・加工にまで規制をかけていく。要は過小報告やアンダーサイズ、漁獲サイズ規制違反の魚を買って流通させないように、そういうのを買って流通させたら、そういうことをした業者も罪に問われるようなトレンドがある。

しかしながら、資源管理は Control の部分だけ規定してもうまくいかない。Monitoring と Surveillance のシステムをしっかりつくる必要がある。Monitoring というのは情報収集 とデータ収集の体制と考えてもらえたらよいと思う。先ほど小松委員長から話があったオブザーバーや VMS 漁船監視システムも Monitoring システムの一つである。あと売上伝票のチェックも入る。日本ではあまりやっていないが、海外では航空機での視察もやっている。これがないと漁獲データ、また漁獲の努力量や CPUE のデータも正確に取れないので整備する必要がある。水産庁もこれに気づいていて、今やっているところである。

あと Surveillance であるが、これは資料 P3 の右下の図を見ていただくと一番分かりやすい。監視と法執行の体制ということになり、装備、人員というものが必要になって、これは端的に言うと予算措置が必要であるということで金がかかる。ここが今日本において全く進んでいなくて問題が大きいところである。政府の意識もあまりないのではないかと思う。水産予算が 2,000 億円から 3,000 億円に増えたのだが、残念ながら資源管理に必要となる MCS の整備よりはばらまき型の補助金へとなってしまっている。

MCS のポイントであるが、例えばカナダや米国の例を見ると、法執行に相当の人員を割いている。取り締まりにも膨大な時間をかけて、予算もカナダの場合は監視のために 7,000万 CA ドル、米国の NOAA の場合は 6,980 万 US ドルとかなりの金額を使っている。米国

の場合、これに付け加え Coast Guard の監視があるが、それはまた別予算である。こうい った人員と予算をしっかりと確保しなければ、基本洋上で行う漁業の管理というのはうま くいかないと言える。MCS の重要な点は、未然防止的アプローチと法執行アプローチがあ る。一般的に洋上での監視は難しいので、刑罰を重くしなければ違反が横行する。しかし、 刑罰だけを重くしてもうまくいくわけではない。資源管理方策についての認識や理解の向 上を行政としても、また科学者も一緒になって働きかけて向上していく必要がある。また、 規制を受ける漁業者には遊漁者も含まれるが、管理方策の作成に参加してもらう。特定の ステークホルダーを排除して一方的に決めても納得できないと、意見を聞かれなかった、 発言の機会すら与えられなかったということで、そういう形で規制を導入しても違反が横 行する。また、遵守に対するピア・プレッシャーも重要で、悪いことをする人たちに対し て冷ややかな目線が行くような協同組合でなければならないということで、大間で発覚し た脇売りのケース等は、残念ながらそういったピア・プレッシャーが働かなかった。組合 の中心となっている人たちが黙認している、場合によっては加担しているという状況では 難しいということだと思う。だからピア・プレッシャーが働くような組合にしておかなけ れば資源管理がうまくいかない。④はもちろんである。このように未然防止のアプローチ が重要である。自発的な遵守を促すシステムとなっていて、ここの取組も日本はだいぶ遅 れてしまっていることになる(資料 P4)。

Control の漁獲サイズ規制。前の会合等でローソクサバの問題等が出てきたので、日本と各国はどのように違うのか簡単に紹介させてもらいたいと思う。資料 P5 は北海道である。日本において顕著なのは、魚に対する漁獲サイズ規制がほぼない。貝類とかエビ、カニ等は比較的ある。それはサイズ規制としては少し弱過ぎるところもあるが、まだある。ところが、海の魚はほぼない。

岩手県もサケ、マス、ヤマメ等はあるが、貝もあるが、魚はない(資料 P6)。

鹿児島県を見ると、ここでやっとブリが出てくる。しかし 15 センチで、これはブリの漁獲サイズ規制として意味があるのかという感じである(資料 P7)。

広島県は、たくさん海の魚が出てきてよいかなと思いきや、スズキのサイズ規制が 10 センチで、しかも 3~7 月限定の規制である。メバルは 3 センチ、サヨリは 7 センチである。こういう漁獲サイズ規制にいかほどの科学的意味があるのかと、ないよりはましかもしれないが、規制としては全くもって不十分ということになる。マダイについては瀬戸内海の漁業取締規則で 12 センチ。これカスゴ等でもすしネタで使うので、そういう需要があるときは地域や期間を限定して 12~13 センチぐらいでも獲ってよいことにしてよいと思う。しかしながら、そうでない場合にはもう少し漁獲サイズ規制を厳格化しないと、規制としては不十分である。クロダイも 10 センチに意味があるのかなという状態である(資料 P8)。外国はどうなのかというと、ノルウェーではサイズ規制のスケールが全然違う。20 センチ、30 センチ、40 センチ、大きいものでは 80 センチというのがある。エビは 6 センチ、貝類等は小さくなっているが、基本スケールの単位が違う(資料 P9)。

イギリスも同じように、30 センチ、40 センチと、それが漁獲サイズ規制の常識的な数値である。Horse Mackerel(アジ)が 15 センチとなっている。サバは 30 センチとなっている(資料 P10)。

オーストラリアも、詳細は言及しないが、似たようなものである(資料 P11)。

我々と似たような漁業国であるスペインを見ても、2センチとか7センチと出ているのはエビや貝類で、それ以外は20センチや30センチが基本となる。右下にSardinaとあるが、これはサーディンでイワシのことで、イワシですら11センチという漁獲サイズ規制が導入されている(資料P12)。

こうして見ると、わが国の海の魚の漁獲サイズ規制は事実上もうないに等しいという状態で、ローソクサバ大漁とか、マメアジ大漁とか、ミニキチジ大漁か、ノドグロの小さいもの、ベビーノドグロは大漁と言うほど獲れないが、そういうことがそこら中で行われている。こういった不合理漁業を解消するには、やはりサイズ規制というものを他の国に做って導入していく必要があると思う。

また、Control の部分で非常に足りないのは何かというと、罰則が弱い。洋上での監視が難しいということは、規制逃れというか、違法な、規制に反した漁獲が普通に行えるということである。見つかる確率が低いならば罰則を上げないといけないのだが、しかしながら非常に弱い。改正漁業法で若干強化されたが、特に強化されたのはアワビとナマコとシラスウナギで、それには 3,000 万円の罰則が付くようになったが、それ以外はいまだに非常に緩い。特に TAC、IQ になると過少報告が相次ぐ可能性がある。収穫をしながら漁獲量の報告義務違反は、30 万円のままである。TAC・IQ 制度化で報告義務違反、大漁報告や未報告というのは枠の違反とほぼ同等の意味を持つ行為である。ところが、罰則が強化されていない。さらに検査拒否・妨害・忌避であるが、これもたった 30 万円である。そうすると、未報告で獲っていたりした場合は検査拒否しておけば 300 万円の罰則を受けなくて済むので、これだとシステムとして機能しない(資料 P13)。

では、外国はどのような罰則になっているのか。これはニュース記事から実例を挙げていっているのだが、1つ目はアラスカである。これは漁獲の虚偽報告で、オヒョウとギンダラである。それで禁錮 6 カ月、罰金は 1 億円と少しである。非常に厳罰で、虚偽報告でこれだけの罰が科された(資料 P14)。

続いてカナダであるが、これは軟体珊瑚礁の保護区で違法に漁業を行ったということで 4万 5,000 CA ドルの罰金である(資料 P15)。

資料 P16 はスペインのメロ漁船で、違法海賊漁船として名が知られていて、南氷洋で違法な漁獲を 10 年以上行っていた。820 万ユーロ、10 億円ぐらいの罰金である。

資料 P17 はアイルランドで、計量器の不正をやっていて、要はそういうことをやるのは 過少報告に加担する場合が多いのだが、裏でリベートの金をやりとりする。これは 4万5,000 ユーロ、600 万円ぐらいの罰金である。ディレクター責任者は 6 カ月の禁錮となっている。 資料 P18 はスコットランドであるが、サバとニシンを EU の割当を超過して獲っていた。

乗組員だけではなく買っていた側も罰金を受けている。この場合罰金は 6,300 万ポンドであるから 8,000 万円か 9,000 万円ぐらいである。これも計量器を細工して不正をしていた。このように漁業者だけではなく買う側も処罰されるというのが最近のトレンドになっている。

資料 P19 はニュージーランドである。これも同じく買った側が処罰されているというケースである。12 カ月の自宅での禁固刑と 105 万 NZ ドル、1 億円弱の罰金となる。

あとニュージーランドの保護区での操業では船の没収、これもよくあるが、2,000 万 NZ ドルの漁船が没収される。アラスカでも最近こういったケースがあった(資料 P20)。

資料 P21 はオーストラリアで、フィッシュ・アンド・チップ店のオーナーである。これは漁船を持っているので垂直統合をやっていたのだろう。漁獲リミットを超過したことだけではなく違法に漁獲した魚を販売して利益を得たということで、そちらも処罰された。結局 18 万 US ドルの船が没収され、トラックも漁具も没収、10 年間漁業の禁止である。関与していた人たちも、そのレベルに応じて処罰されている。

こうして見ると、ほかの先進国での処罰のレベルは日本と 1 桁も 2 桁も違うということである。大間のケースだと虚偽の漁獲報告となってしまう。本来なら罰則 30 万円があるのだが、指摘されて修正報告したら何の処罰もないということだと、誰も指摘されるまで正確に報告しなくなってしまう。

以上が罰則の話であるが、続いて国際的な資源管理を巡る規範を紹介する。皆さんご存じの国連海洋法条約で MSY の資源管理と TAC に基づく管理が規定されて、日本でも改正漁業法でようやくこれをやろうとしている。より具体的に資源管理がどうあるべきかが、 FAO の責任ある漁業のための行動規範で規定されている。これは自主的なモラルコード行動規範であり法的拘束力があるものではないが、1995 年、今から 27 年ぐらい前に策定されているものである。マグロ等の高度回遊性魚種については国連公海漁業協定で資源管理のあり方が規定されていて、マグロの地域漁業管理機関等もこの規定に基づいて規制を導入していくというアプローチを取っているということになる(資料 P22)。

重要な行動規範の内容を簡単に紹介したいと思うが、例えば赤字で書かれているところが重要なのだが、最適利用と持続的利用については「短期的な目的がこれらの目的を害してはならない」と行動規範では注記されている。さらに、予防的アプローチを取らないといけないということであるが、十分な科学的情報の欠如を理由とした保全措置の延期・不実施は認められない。十分な科学的情報が存在しないときは適切な調査を開始しなければならないと決められている。日本ではこれらのことと全く逆の主張がしばしば展開されて、短期的な目的が長期的な目的を害して漁業が衰退していく。十分な科学的な情報がないから規制に反対する議論がいつものように展開されていく。では、調査のために予算をしっかり付けるかというと、むしろ新しい水産予算では資源評価・調査のための予算を減らしてしまったようであり、全く逆行することが行われている。あと管理基準値に基づく資源管理、これは改正漁業法で規定され、ようやく導入されたものであるが、これは1995年の

ときから言われていたことであった(資料 P23)。

自然要因で資源が減る場合でも、漁業活動がそのような悪影響を増幅させてはならない、増幅させないような保全管理措置を採択しないといけない。日本では環境要因で減ったのだから資源管理については漁業を厳しく規制する必要はないというような議論がしばしば聞かれてしまう。産卵場の保護は当然であり、幼魚も保護するのが当然なわけである。責任ある漁業に合致しない漁具や漁法及び漁業慣行は中止されるべきであるとすら書かれている。依存種、これはカタクチイワシとか、マイワシもこれに入ると思うが、他の魚の餌になるような魚は特に予防的に保護しないといけないが、それも国内では改正漁業法でもまだ全く取り入れられていないということになる(資料 P24)。

さらには、生存漁業、小規模漁業及び沿岸小規模漁業、要は小さな漁業者の利益を考慮しないといけないとか、伝統的な漁業慣行や生計を漁業に依存している方たち、漁業共同体の生計に十分注意を払わないといけない。過剰漁獲能力の解消も規定され、取締等のシステムも導入しないといけないということも言われていて、こういうものを周知しないといけないと、この行動規範には書かれている。皆さん、行動規範を初めて見るという方も多いと思うが、それはなぜかというと、水産庁はこれまで MSY に基づく資源管理、TACによる管理をやらないという方向で動いていたので、FAO の日本語訳をつくって提出していたのだが、実はこれ画像ファイルを PDF にしただけで、テキストが張り付けられていなかったので、FAO のウエブサイトでもきちんと読めるようになっていたのだが、いくら検索をかけてもヒットせず、この行動規範が国内に知られないように努力されていたわけである。私がシンポジウムでそういうことを言い始めたら、遅ればせながら日本語のテキストを PDF ファイルに張り付けて、検索すれば出てくるようにようやくなった(資料 P25)。

国連公海漁業協定は行動規範と同じ年に採択されているので、その内容がほぼそのまま取り入れられている。ここで特に重要なのは「予防的な管理基準値の設定ガイドライン」と言われるものである(資料 P26)。

Limit Reference Point (LRP) というのが、これ以上資源を減らしてはならないと言われる管理水準である。通常は加入乱獲ライン、親が減って子も減るという関係が出てくるラインに LRP 限界管理基準値を設定する。Target Reference Point (TRP) は目標管理基準値ということになるが、これは通常 MSY 水準の資源量に設定する。ここでは Limit Reference Point を割るリスクが極めて小さくなるようにしないといけない。日本ではしょっちゅう割っているが、こういうことが起きないように資源管理措置を講じないといけない。平均して TRP を割らないように、つまり平均して B_{MSY} と言われる水準になるように資源管理を行う。MSY を達成する F (漁獲死亡係数) は漁獲圧に関する Limit Reference Point の最低基準と、結構厳しいことを言っている(資料 P27)。

各地域漁業管理機関はこういった規定を参照しながら資源管理に取り組んでいるということで、世界中の海に地域漁業管理機関がある。必ずしもうまくいっているわけではないが、マグロについてはこのように世界中の海をカバーする形で各機関がある(資料 P28、

29)

マグロ類に基づいて言うと、主な管理方策としては、ここに挙げられているものが導入されている。まき網などはほぼ 100%オブザーバー搭乗になっている。特に違法な漁獲が相次いだクロマグロについては非常に厳しい規制が導入されており、太平洋以外ではオブザーバー搭乗だけではなく水揚げ時にも立ち会う。漁獲証明制度であるが、池出し時、出荷時も検査官が立ち会う。国内業者の取引でも国際的な取引でもすべて合法性の確認が行われて事務局にデータが送られてデータベースに入力されて不正が起きないように監視することをやっている。しかし、それでも違反は時々発覚するという状態になっている(資料P30)。

資料P31は最近クロアチアで発覚したクロマグロのCDS(漁獲証明制度)の不正である。簡単に言うと、リビアで漁獲されたものがマルタの業者を通じてクロアチアのJardan Tuna と Pelagos に池入れされた。しかしながら、何ら書類を伴っていなかった。つまりBCD クロマグロの漁獲証明を何も伴わずに持ち込まれて、それを農業省の大臣が中心となって後から合法化するということをやってしまった。その水産物はほぼすべて日本に輸出されているという状態になっている。1月に監視官が暴露し、大統領が緊急記者会見をするような事態になっている。ニュースの後も日本の水産会社は調達を続けているということである。そういうことで、少なくともニュースが発覚した後は買う側の責任が相当問われる状況になっているのだが、なかなかこれは止まらない。日本の水産会社も役員レベルではかなり意識が高まっているのだが、現場の統制というのはなかなかいかない、安ければブラックかもしれないが、限りなく怪しくても買ってしまうような状態が続いているようである。これは日本国内の大間のケースでも、買う側の問題として共通の課題であるかと思う。

各マグロの RFMO によってどういう漁獲管理が行われているのかであるが、資源管理のシステムがかなり体系的に導入されていて、例えばこれはたくさんあって全部説明できないのでミナミマグロについて言及すると、まず左の CCSBT の下を見てもらうと、SBT はミナミマグロである。2035 年までに 70%以上の確率で初期資源量の 20%の資源を回復させるということである。それを暫定的なターゲットとしてリミット、これ以上割ってはいけないという管理基準は過去最低の SSB である。しかし、回復目標 20%まで達成したら、それを最低のリミットとして資源管理を行っていく。どのように TAC を設定するのかというと、これは HCR のところであるが、2 つの数式をつくり、それに加入量データ等も含めて入力すると算定された TAC が 2 つ出てくるので、それの平均で設定する。つまり各国の交渉に任せると短期的な利益が優位に立ってしまう傾向があるので数式で決めてしまえということで、交渉でやりとりする必要性をなくしてしまった。このように資源管理を行っている。各地域いろいろなマグロの管理機関が、いろいろな魚種について、ミナミマグロほど先端的なことをやっているわけではないが、似たような形で資源管理を導入していっているということになる(資料 P32、33)。

あと配分についてかなり関心が高かったので申し上げると、国別配分基準を ICCAT が規定している。このように明示的に基準を設けており、しかもそれは FAO の行動規範に基本的に基づいているので、赤字のところを見てもらうと皆さん納得ができるものになっていると思う。この配分において皆さんが納得できる基準を透明性の高い会議で議論した上で決めることが重要になる(資料 P34、35)。

FAO も各国の IQ/ITQ の初期配分に関する調査を 2001 年に行っている。それのポイント だけをまとめると、参加型のアプローチで配分基準をつくることを各国はやっている。利 害関係者すなわち漁業者と非常に長い協議のコンセンサス形成のプロセスに時間をかけて いる。多くの場合は委員会を設置して原案を作成させている。なぜなら、水産庁なり行政 が直接基準案をつくってしまうと、特定の漁業に対して強い主観的な選好を持っているこ とが多いので、フェアでない基準案が出てきてしまう。それについて漁業者から不審がら れて不満が募ってしまうので、これは行政ではなく、別途設置した漁業者が参加する委員 会で議論をさせて、どういう配分基準にするのか原案を決めさせるということをやるのが 一般的である。公平性と透明性が非常に重視されていて、数式すら使ったりする。不服申 し立ての機会も設けられていることが非常に多い。配分基準も水産庁の歴史的漁獲量だけ でいく場合が多いが、均等割でいく場合や漁船規模、投資を使う場合もある。基本的には 同じ漁法で同じような漁船規模であれば歴史的漁獲量や均等割でもうまくいくのだが、そ うでない場合はあまり単純なアプローチは機能しなくなる。また資源管理措置がある程度 行われて資源状態が良い場合と枯渇している場合ではまたアプローチが違ってこないとい けないわけである。また、政策目的の影響も受ける。現状維持を目指すのか、あるいは資 源の保全や持続性を重視していくのか、あるいはまた当該漁業から得られる全体の利益の 最大化を目指すのかどうかである。もしこのアプローチを取るのならば、魚価の高い漁法 に割当が多くなるようなことになっていく。配分はどういう方向に行くのかということの 影響も受けることになる(資料 P36)。

各国の初期配分の例を簡単にまとめたが、歴史的漁獲量を使っている場合もあれば、均等割を使っている場合もある。先住民に一定の枠を与える場合もあれば、漁船の全長あるいは容積でいく場合もある。国によって全く違う。アイスランドの底引き漁のように最初は大きな漁船だけで ITQ をやって、後から零細漁業者を ITQ に組み入れる場合もある(資料 $P37\sim39$)。

日本のクロマグロのケースは枠配分でもめているが、そもそもクロマグロの資源が枯渇したのは主にまき網の影響が非常に大きいと、まき網が漁獲圧を高めてしまったためということである。あとクロマグロの配分で注意しないといけないのは、初期資源量のわずか数%という歴史的最低水準まで枯渇させてから枠配分を個別にやっていくというかなり特異なケースである。だから FAO の報告書にあるようなこれまでのケースをそのまままねしてよいというわけでは決してない(資料 P40)。

水産庁がこの初期配分をどうしたのかというと、小型魚であるが 4,007 トンを沿岸に

2,007 トン、大中型まき網 2,000 トンとした。そのときの年の全国会議の議事録を見ると、これは過去の実績を見ながら分けていると、過去とは一体何年から何年までなのかということであるが、全く明示しない。4,007 トンを大体 2,000 トンずつに割って、あと残りの 7 トンを、沿岸から不満が募っている、だから沿岸に付けてやろうかというぐらいではないかと思う。これではもめて当たり前である(資料 P41)。

大型魚については 2018 年から枠配分を始めたが、大型魚があまりにも少なかったので、 それまでやっていなかった。これはどうやったかというと、2002~2004 年をベースに直近 の漁獲量をかんがみて決める。まき網については2002~2004年の3,018トンを配分した。 沿岸については直近の 1,304 トンを配分した。ここで一番怒ったのが右下にあるはえ縄で、 大臣管理のうちの 62 トンしかもらえなかった。なぜかと、2002~2004 年は漁獲があった が、直近はほとんど大きいものしか獲れないので、大きいものがほとんど枯渇してしまっ ていなくなって獲れなかった、だから 62 トンだということで、それでは怒るわけである。 大中型まき網と同じように 2002~2004 年だったらもっとたくさんもらえたのに、一体何を 基準にどのように配分しているのかさっぱり分からないようなことをやってしまうので、 大もめになるわけである。しかも資源管理は FAO の行動規範に基づくとあまり良くない漁 業をやっていたまき網漁業と沿岸にほぼ同じように責任を負わせるということをやってし まっているので、もめるわけである。さすがにもめて、最近はまき網も沿岸に配慮するよ うになり、水産庁も増加枠は沿岸に重点的に配分することをしてくれている。しかしなが ら、実態としては、特に増えた大型魚の配分はまき網のほうが多いので、全体的に見ると 沿岸の漁獲量はまき網と比べて特に優遇されている状況ではない。沿岸は未消化の枠が非 常に多い。大型魚は特にまき網が増えている。沿岸は漁獲が全く増えていない。小型魚は 沿岸の枠が増えているにも関わらず、2017年は南茅部がやってしまった年でこれを例外と すると、増えていない。まき網と同じように漁獲を減らしている。沿岸は枠が細分化され てしまって、消化できない枠が相当ある。2018~2020年も共通して沿岸の枠の消化が非常 に低いという状態が続いている(資料 P42~44)。

遊漁の問題であるが、これもまた大もめになっている。資料 P45 に昨年度の経緯が書いてあるが、これまでアンケート調査で漁獲量を把握しようとしていたが、これは基本的に過少報告になる。去年 3 月に広域漁業調整委員会で突然小型魚の採捕禁止と大型魚に報告義務を課した。データが上がってくるようになったら非常に多いということで驚き、また漁業者からも不満が噴出して、突然 7月 29 日に調整委員会の指示で遊漁は全面禁止となった。国の留保枠は 81 トンしかなく 20 トンの枠しか与えられないので、20 トンに達したので禁漁にするということである。漁業調整委員会に遊漁者は発言権も決定権もないので。これまでも国際規制がかかっているのだから遊漁者にも漁獲報告義務を早々に課して、近年の漁獲量を把握した上で話し合いもきちんとやって発言をさせて決めればよかったのだが、そういうことをせずにいきなり禁漁ということをやってしまったので大もめになっている。本来漁業者と遊漁者がこういう形で対立するのは望ましくないが、そうなっている。

恣意的で透明性に欠ける規制のため、今後当然ながら遊漁者は漁獲報告に協力しなくなる し、監視体制もないので、極めて不健全な状況に今なっている。

最後、まとめであるが、改正漁業法で MSY の資源管理を規定しただけではとてもできない。 MCS の C が原始的であるだけでなく、M と S も非常に貧弱である。洋上の監視は難しいので、罰則や監視・取り締まりをしっかりする必要があるが、その予算も法体制も今できていない。買う側の責任をもっと重くする法制化をする必要がある。IQ の初期配分において、透明性・公平性・丁寧な協議・不服申し立ての機会が必要であるが、先行のクロマグロでの枠配分のプロセスにはこれらの要素が全く欠けていた。他の TAC 魚種についても歴史的漁獲量の基準が行政によって一方的に提示されている。弱い罰則と不十分な M と S の下で一方的に IQ を設定すれば何が起きるのか、遊漁者だけではなく一般の漁業者にも違反が続出する。過小報告、未報告が続出するということである。過剰漁獲能力問題を悪化させるようなばらまき型の補助金政策を続けながら今 IQ を導入しようとしているが、これは基本的に無理である。IQ ということは、資源管理を強化しながらの IQ で、個別に漁業者が獲れる量がどんどん減っていくわけであるから、過剰な漁船の減船が必要である。それに対して十分な予算の配分が求められることになる。あと依存種の保護、予防的アプローチ、生態系の保全、養殖の MCS などの重要な要素が改正漁業法では全く抜け落ちている(資料 P46)。以上である。